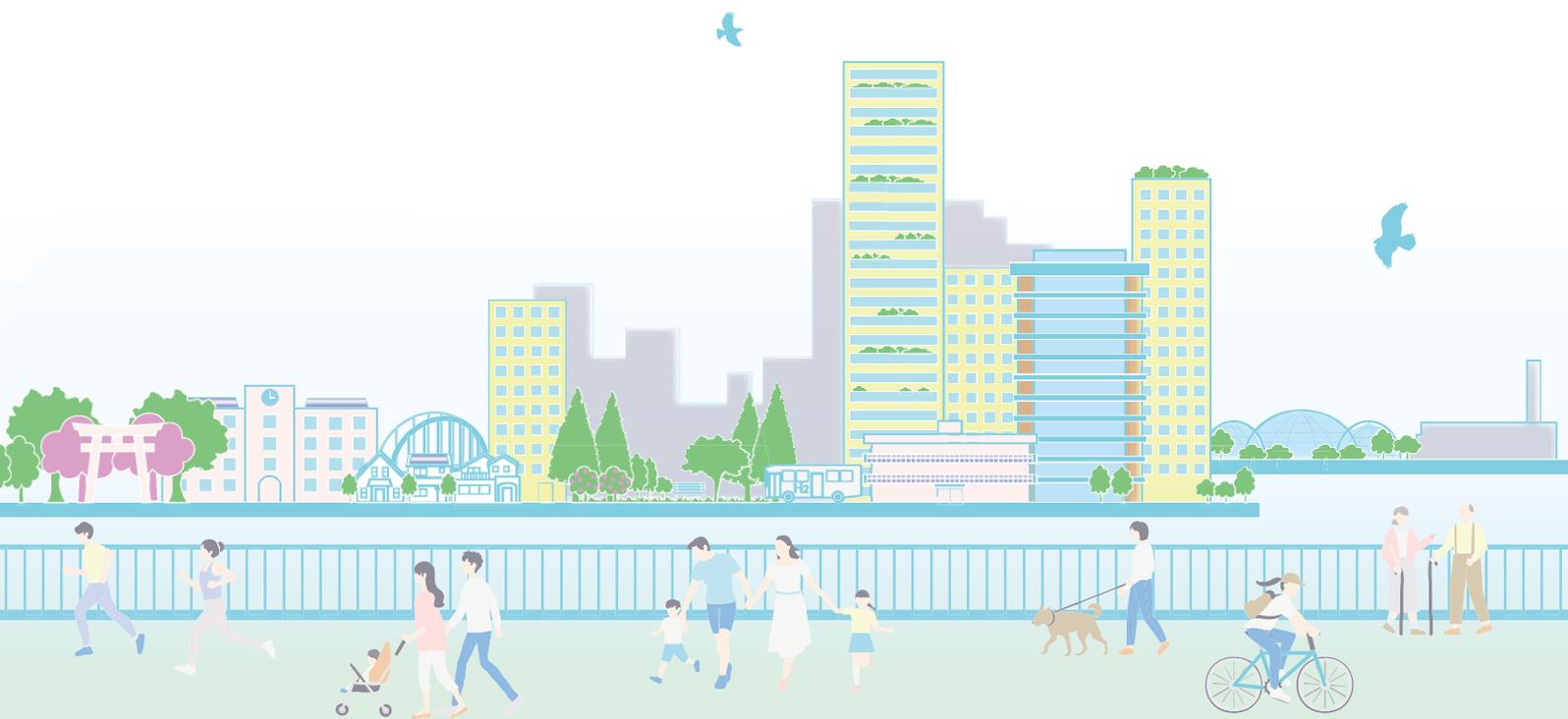


資料編

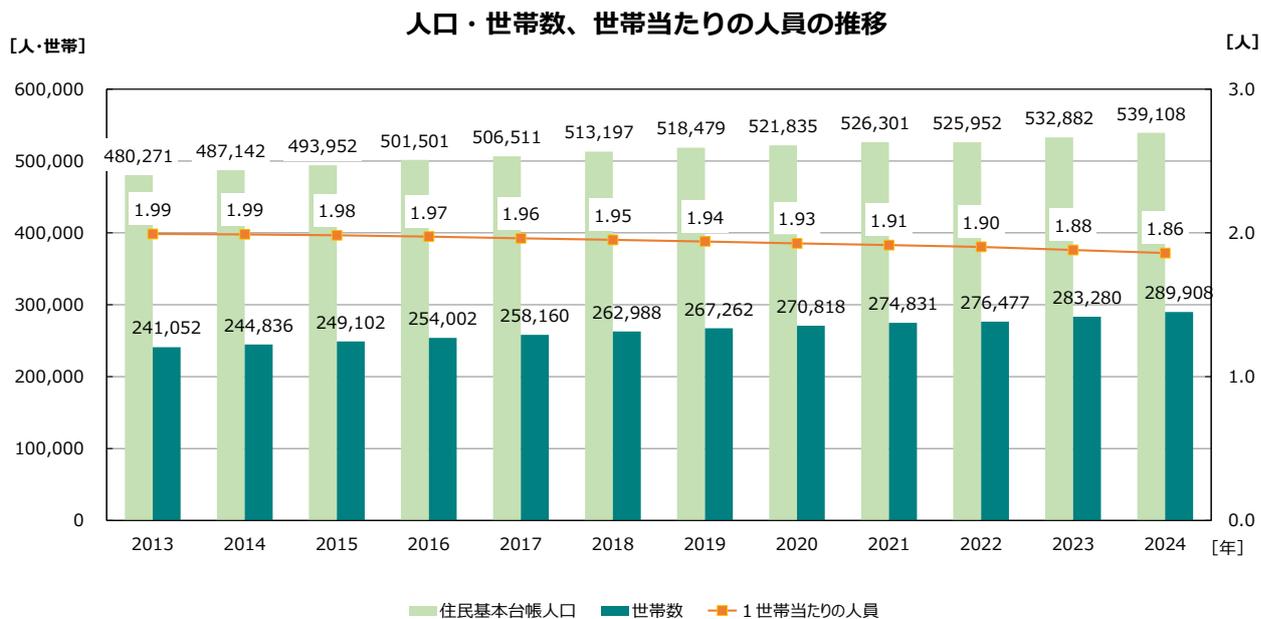
- 1 江東区の地域概況
- 2 計画策定の経過
- 3 江東区の環境に関するアンケート調査の実施結果
- 4 パブリックコメントの実施結果
- 5 江東区環境基本条例
- 6 江東区環境基本条例施行規則
- 7 用語集



1 江東区の地域概況

人口・世帯数

人口及び世帯数は、人口、世帯数ともに増加傾向にあり、令和6（2024）年1月1日時点で539,108人、世帯数は289,908世帯となっています。

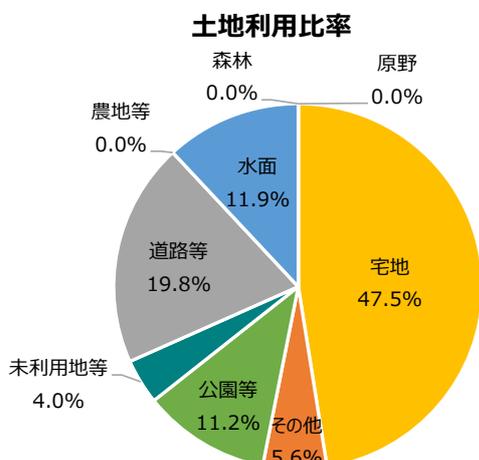


出典：江東区人口統計

土地利用状況と住宅形態

土地利用比率は宅地が47.5%と23区内で2番目に少ない一方、公園等は11.2%と23区内では最も多くなっています。

住宅形態は9割近くが共同住宅であり、近年も臨海部の開発に伴いマンションの建設が進んでいるため、住宅に占める共同住宅の割合が年々増加しています。



出典：東京の土地利用（令和3年東京都区部）

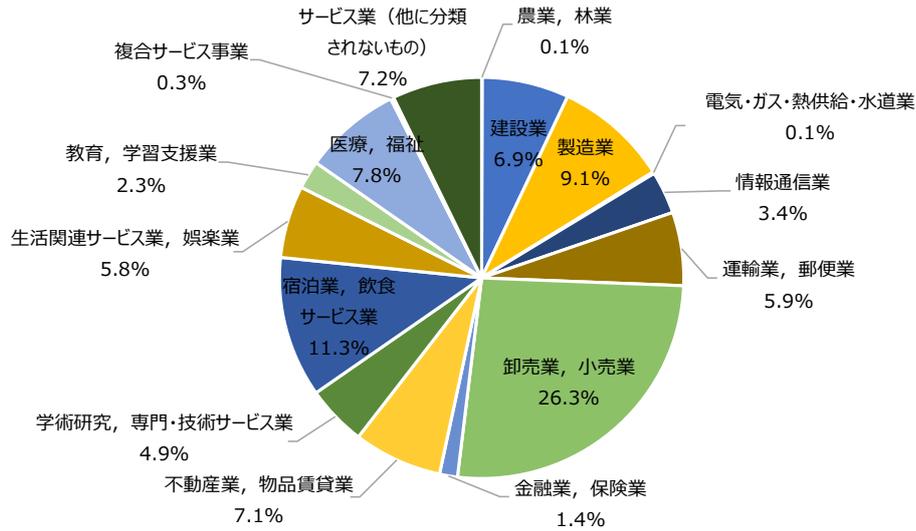


出典：住宅・土地利用統計調査

産業

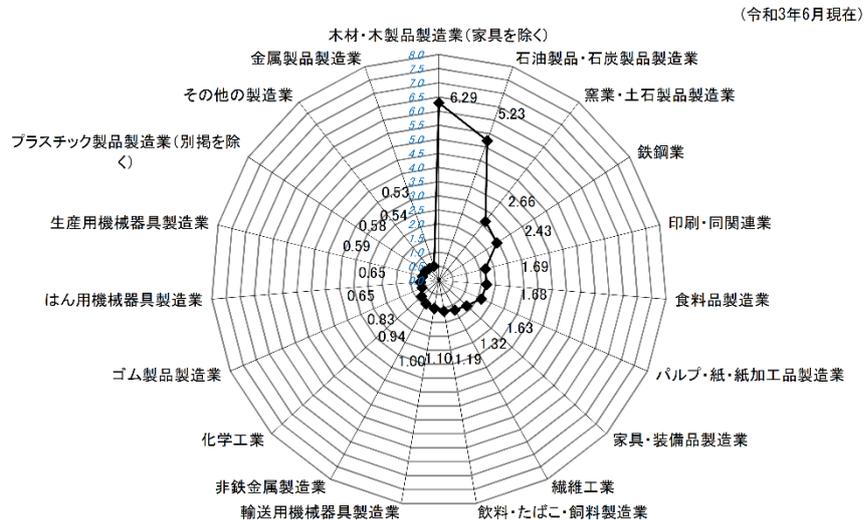
全産業の事業所数は 19,443 件、従業者数は 395,707 人で産業分類別の事業所数では、卸売業、小売業（26.3%）、宿泊業、飲食サービス業（11.3%）が多く、また、江戸時代から木材のまちとして栄えていたことから、製造業については都内の他自治体と比較し、木材・木製品製造業の事業所が多い特徴があります。

産業（中分類）別区内事業所数割合



出典：令和3年経済センサス-活動調査

製造業における産業分類別の事業者特化係数



※産業分類別事業所数の特化係数：産業分類ごとの事業所数構成比を都全体の構成比で除した値。特化係数が1を超えれば、その産業分類は都全体の水準を上回る水準で集積していることを示す。

※表中記載の産業分類は特化係数0.5以上のもの。

出典：江東区データブック 2024

交通

JR 2 路線、東京メトロ 3 路線、都営地下鉄 2 路線、東武線、新交通ゆりかもめ、東京臨海高速鉄道が通り、さらに、地下鉄 8 号線の延伸（豊洲～住吉間）が進められています。

駅や主要箇所の間を結ぶ都営バス路線が張り巡らされている他、コミュニティバス「しおかぜ」も運行しています。

区内の主な交通網



自然

緑被面積（樹木、草地、屋上緑化などの緑に覆われた面積）は、903.75ha であり、緑被率は 21.01% となっています。また、みどりの面積（緑被面積に公園（樹木等で覆われていない部分）や河川等の水面を加えた面積）は 1,614.53ha、みどり率は 37.54% で 23 区内で最も高くなっています。

令和 4 年度緑被分布図



出典：令和 4 年度江東区みどりの実態調査報告書

2 計画策定の経過

委員名簿

江東区環境審議会

区分	氏名(敬称略)	所属等	備考
学識経験者	芦谷 典子	東洋大学経済学部教授(環境と経済)	
	奥 真美	東京都立大学都市環境学部教授(環境法学)	
	長谷川 猛	元東京都環境局理事(水質分野、廃棄物分野)	副会長
	村上 公哉	芝浦工業大学建築学部教授 (都市環境、建物及び地域の環境エネルギー計画)	
	柳 憲一郎	明治大学名誉教授 (環境法政策、環境アセスメント法)	会長
事業者代表	市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長	
	伊藤 あすか	東京ガス株式会社東京東支店支店長	
	澤田 大輝	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長	
住民代表	鈴木 伸枝	区民委員(公募)	
	新井田 有慶	区民委員(公募)	
	戸田 正悟	区民委員(江東区立中学校PTA連合会長)	
区議会議員	劔先 美彦	区民環境委員会委員長	
	鈴木 綾子	区民環境委員会副委員長	

江東区環境基本計画策定専門委員会(部会)

区分	氏名(敬称略)	所属等	備考
専門委員会 委員	長谷川 猛	元東京都環境局理事(水質分野、廃棄物分野)	委員長及び 部会長
	芦谷 典子	東洋大学経済学部教授(環境と経済)	
	奥 真美	東京都立大学都市環境学部教授(環境法学)	
	伊藤 あすか	東京ガス株式会社東京東支店支店長	
	澤田 大輝	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長	
	新井田 有慶	区民委員(公募)	
部会員	政策経営部参事(企画課長事務取扱)、計画推進担当課長、財政課長、営繕課長 危機管理課長、経済課長、温暖化対策課長、環境保全課長、清掃リサイクル課長 清掃事務所長、都市計画課長、まちづくり推進課長、地下鉄8号線事業推進課長 管理課長、道路課長、河川公園課長、施設保全課長、地域交通課長、庶務課長 学校施設課長、指導室長		

江東区環境基本計画検討委員会・幹事会

検討委員会	委員長	副区長（環境清掃部担当）
	副委員長	副区長、教育長
	委員	政策経営部長、DX推進室長、総務部長、危機管理室長 地域振興部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長 健康部長、健康部次長、こども未来部長、環境清掃部長 都市整備部長、地下鉄8号線事業推進室長、土木部長、会計管理室長 教育委員会事務局次長、監査事務局長、区議会事務局長
幹事会	幹事長	環境清掃部長
	副幹事長	温暖化対策課長
	幹事	政策経営部参事（企画課長事務取扱）、計画推進担当課長 財政課長、総務課長、地域振興課長、区民課長、福祉課長 障害者施策課長、医療保険課長、健康推進課長、こども家庭支援課長 都市計画課長、管理課長、会計管理室次長、庶務課長 選挙管理委員会事務局長、区議会事務局次長

審議経過

日付	会議	議題	
令和6年	5月27日	第1回江東区環境基本計画検討委員会・幹事会	・江東区環境基本計画の策定について
	5月29日	第1回江東区環境審議会	・江東区環境基本計画の策定について【諮問】
	6月14日	第1回江東区環境基本計画策定専門委員会部会	・現行計画の評価と計画策定の方向性について ・計画の施策体系（案）について
	7月17日	第2回江東区環境基本計画検討委員会・幹事会	・江東区環境基本計画の素案（案）について
	7月26日	第2回江東区環境基本計画策定専門委員会部会	・江東区環境基本計画の素案（案）について
	8月22日	第3回江東区環境基本計画策定専門委員会部会	・江東区環境基本計画（素案）について
	10月4日	第2回江東区環境審議会	・江東区環境基本計画（素案）について
	10月11日	第3回江東区環境基本計画検討委員会・幹事会	・江東区環境基本計画（素案）について
	12月6日	第4回江東区環境基本計画検討委員会・幹事会	・パブリックコメント実施結果について ・環境基本計画（素案）の修正について
7年	12月20日	第3回江東区環境審議会	・パブリックコメント実施結果について ・環境基本計画（素案）の修正について
	2月6日	第4回江東区環境審議会	・江東区環境基本計画の策定について【答申】
	2月21日	第5回江東区環境基本計画検討委員会・幹事会	・江東区環境基本計画の策定について

3 江東区の環境に関するアンケート調査の実施結果

調査の目的

事業者及びマンション管理者から、環境活動への取組状況や課題などの意見を聴取し計画策定の参考とするためアンケートを実施

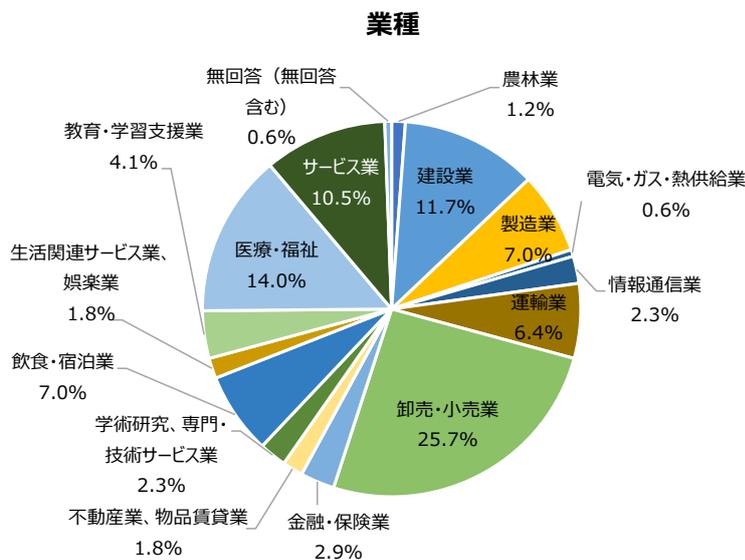
調査概要

	事業者	マンション
調査対象	区内の事業所 500 か所	区内のマンション 1,500 か所
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及び WEB 回答	
調査期間	令和 6 年 5 月 13 日（発送）～令和 6 年 6 月 5 日	
回収数 （回収率）	172（うち WEB 回答数 56） （34.4%）	134（うち WEB 回答数 19） （8.9%）
有効回答数 （有効回答率）	171 （34.2%）	133 （8.9%）

調査結果（概要）

事業者アンケート

事業者概要



従業員規模

従業員数	割合
1～9 人	33.3%
10～19 人	26.3%
20～49 人	21.1%
50～99 人	3.5%
100 人以上	15.8%
計	100.0%

事業所の建物形態

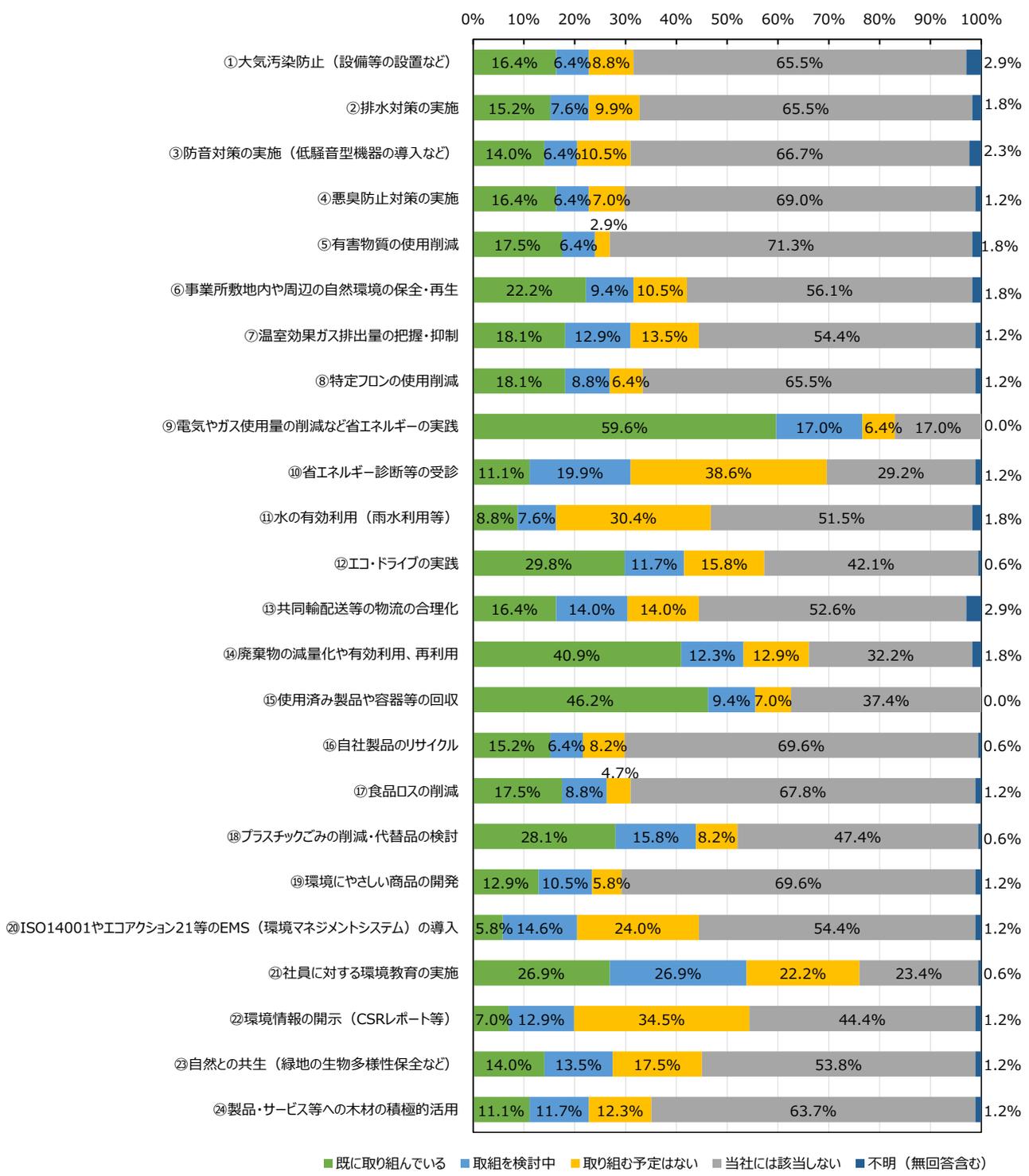
建物形態	割合
所有物件（事業所独立）	29.8%
所有物件（自宅と兼用）	5.8%
賃貸・テナント	63.2%
不明（無回答含む）	1.2%
計	100.0%

■事業所で実施している環境活動

《環境活動の取組状況》

「電気やガス使用量の削減などの省エネルギーの実践（59.6%）」、「使用済み製品や容器等の回収（46.2%）」、「廃棄物の減量化や有効利用、再利用（40.9%）」が多い結果となりました。

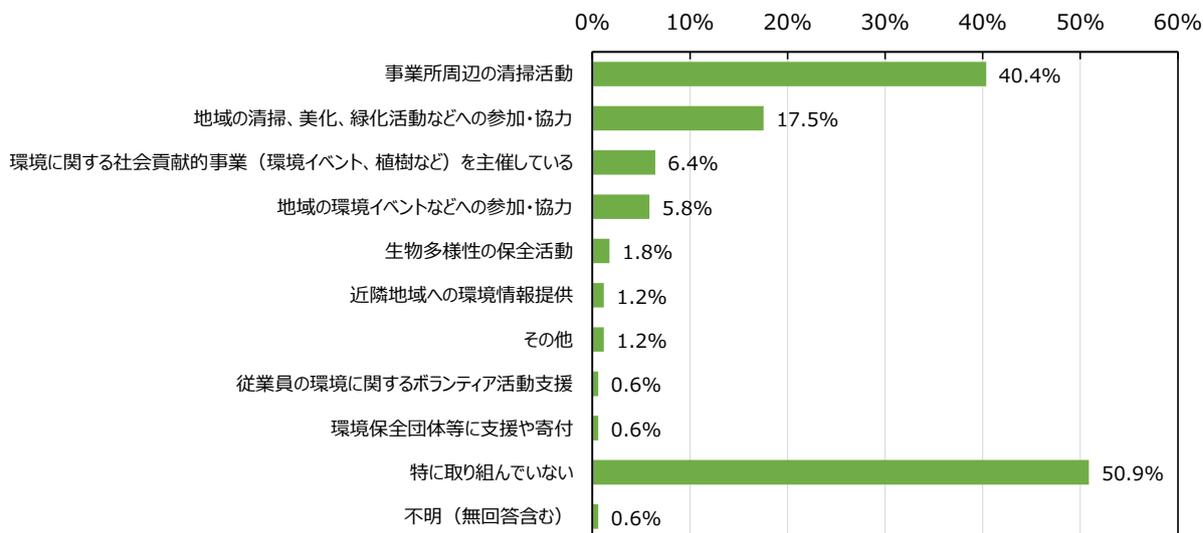
環境活動の取組状況



《地域の環境のための取組》

「事業所周辺の清掃活動（40.4%）」、「地域の清掃、美化、緑化活動などへの参加・協力（17.5%）」が取組として多い一方、地域のための環境活動は特に実施していない事業者が約半数を占める結果となりました。

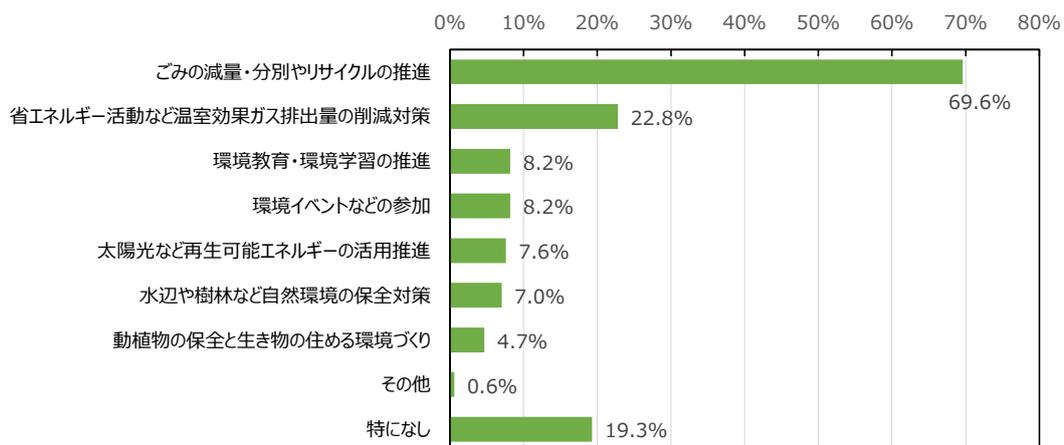
地域の環境のための取組



《協力、支援できる環境活動分野》

「ごみの減量・分別やリサイクルの推進（69.6%）」、「省エネルギー活動など温室効果ガス排出量の削減対策（22.8%）」が多い結果となりました。

協力・支援できる環境活動分野

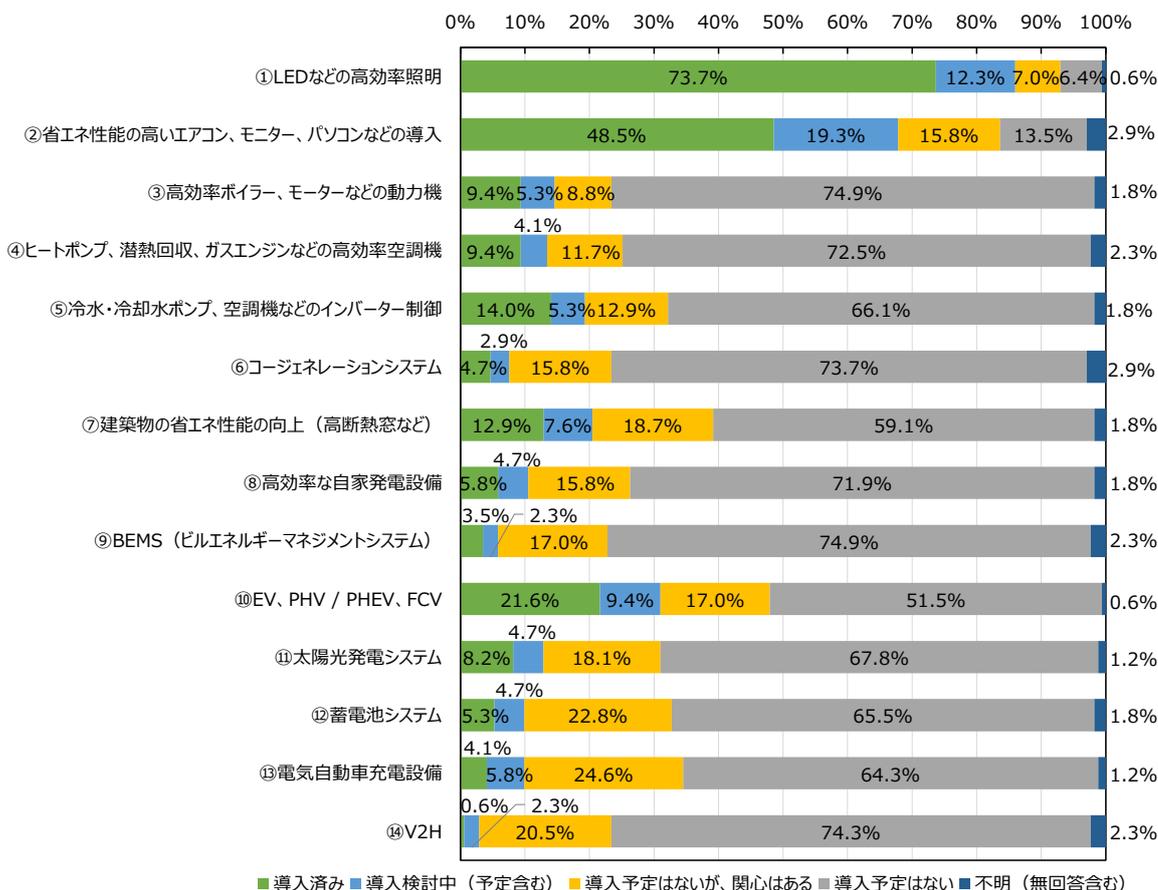


■ 温暖化対策設備機器の導入状況

「LED などの高効率照明（73.7%）」、「省エネ性能の高いエアコン、モニター、パソコンなどの導入（48.5%）」、「EV、PHV/PHEV、FCV（21.6%）」の順で高い結果となりました。

また、現時点で導入予定はないが関心が高い温暖化対策設備機器としては、「電気自動車充電設備（24.6%）」、「蓄電池システム（22.8%）」、「V2H（20.5%）」が挙げられました。

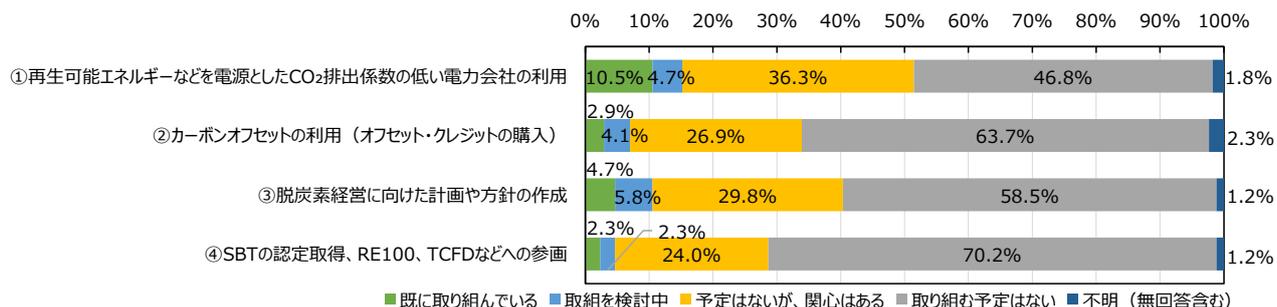
温暖化対策設備機器の導入状況



■ 脱炭素経営の取組状況

「再生可能エネルギーなどを電源とした CO₂ 排出係数の低い電力会社の利用（10.5%）」が最も多く、「脱炭素経営に向けた計画や方針の作成（4.7%）」、「カーボンオフセットの利用（オフセット・クレジットの購入）（2.9%）」、「SBT の認定取得、RE100、TCFD などへの参画（2.3%）」の順となりました。

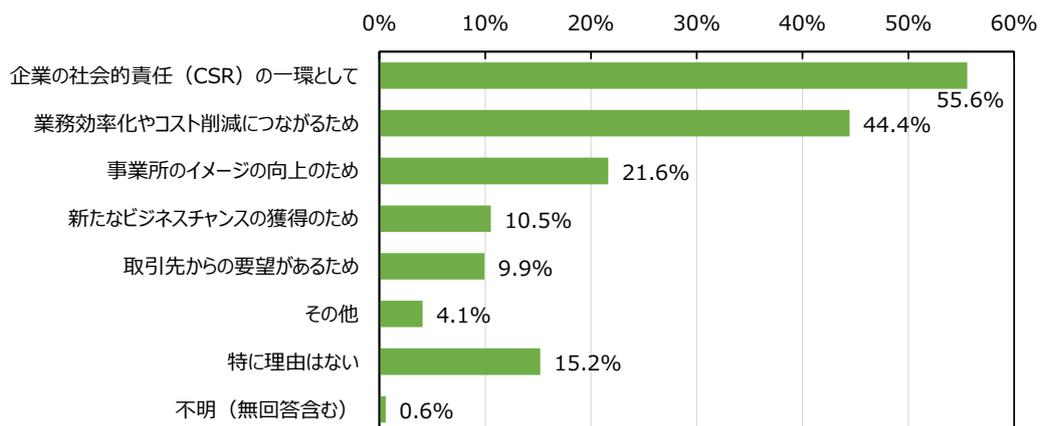
脱炭素経営の取組状況



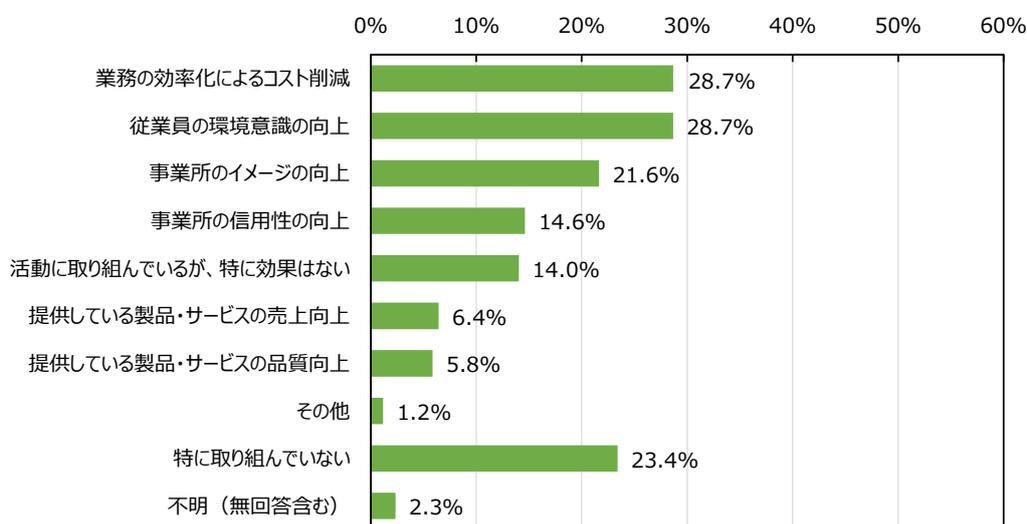
■環境活動に取り組む理由と効果

環境活動に取り組む理由として、「企業の社会的責任（CSR）の一環として（55.6%）」、「業務効率化やコスト削減につながるため（44.4%）」、「事業所イメージの向上のため（21.6%）」が多く、環境活動に取り組んだことで得られた効果として、「業務の効率化によるコスト削減（28.7%）」、「従業員の環境意識の向上（28.7%）」、「事業所のイメージ向上（21.6%）」が多い結果となりました。

環境活動に取り組む理由



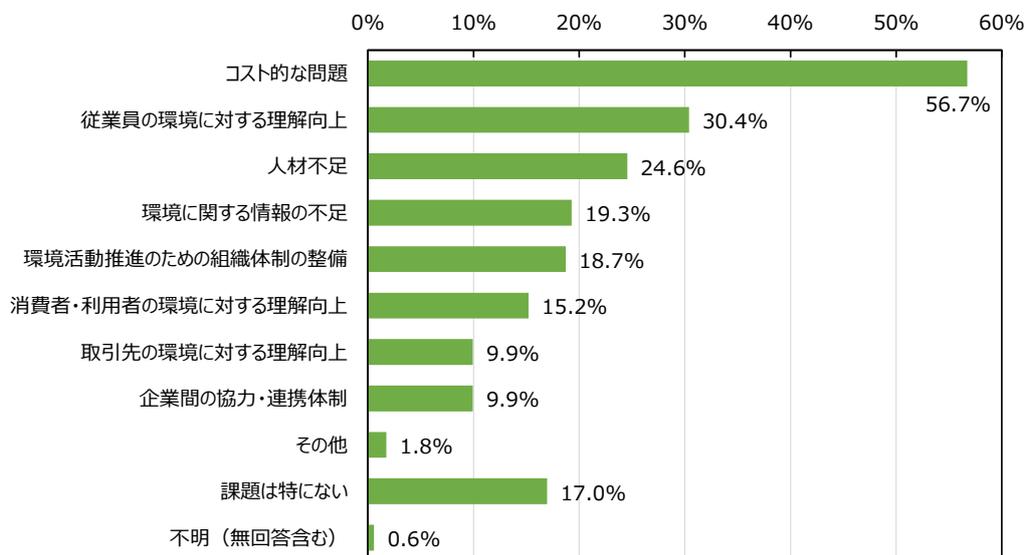
環境活動に取り組んだことで得られた効果



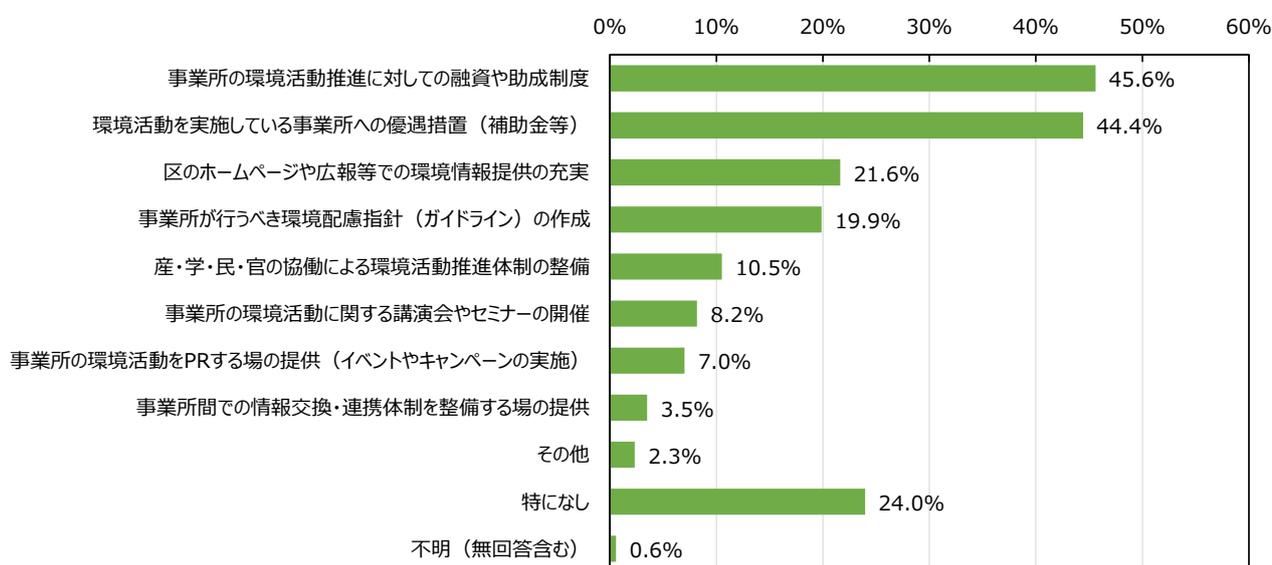
■環境活動を推進する上での課題と区に望むサポート

環境活動を推進する上での課題は、「コスト的な問題（56.7%）」が最も多く、区に望むサポートとして「事業所の環境活動推進に対しての融資や助成制度（45.6%）」、「環境活動を実施している事業所への優遇措置（補助金等）（44.4%）」が挙げられました。

環境活動を推進する上での課題



区に望むサポート



マンションアンケート

■ マンション概要

竣工年	割合
1994年以前	3.8%
1995～1999年	16.5%
2000～2004年	18.0%
2005～2009年	18.8%
2010～2014年	21.1%
2015～2019年	12.0%
2020～2024年	6.8%
不明（無回答含む）	3.0%
計	100.0%

住戸数	割合
30戸未満	13.5%
30～49戸	30.1%
50～99戸	24.1%
100～149戸	9.0%
150～199戸	9.0%
200～499戸	6.8%
500戸以上	6.0%
不明（無回答含む）	1.5%
計	100.0%

集合住宅の種類	割合
賃貸	42.9%
分譲	39.8%
どちらもある	16.5%
不明（無回答含む）	0.8%
計	100.0%

集合住宅のタイプ*（複数回答）	割合
ファミリーマンション	57.1%
ワンルームマンション	36.8%
タワーマンション	4.5%
その他	1.5%
不明（無回答含む）	1.5%

建物構造	割合
鉄筋コンクリート（RC）造	60.9%
鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造	26.3%
鉄骨（S）造	0.8%
その他	0.8%
不明（無回答含む）	11.3%
計	100.0%

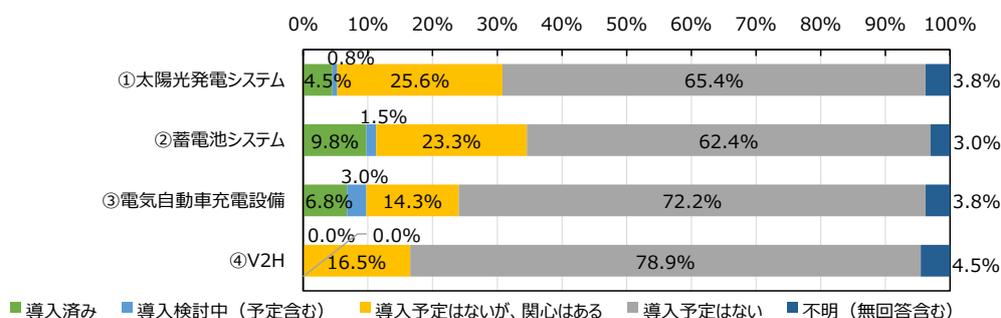
※集合住宅のタイプ：ファミリーマンション：総住戸の半数以上が専用面積 40m²以上の住戸であるマンション
ワンルームマンション：操住戸の半数以上が専用面積 40m²未満の住戸であるマンション
タワーマンション：地上 20 階建て以上

■ 地球温暖化対策の取組状況

《地球温暖化対策設備機器の導入状況》

「蓄電池（9.8%）」、「電気自動車充電設備（6.8%）」、「太陽光発電（4.5%）」の導入率に対して、「V2H」が導入されたマンションはありませんでした。

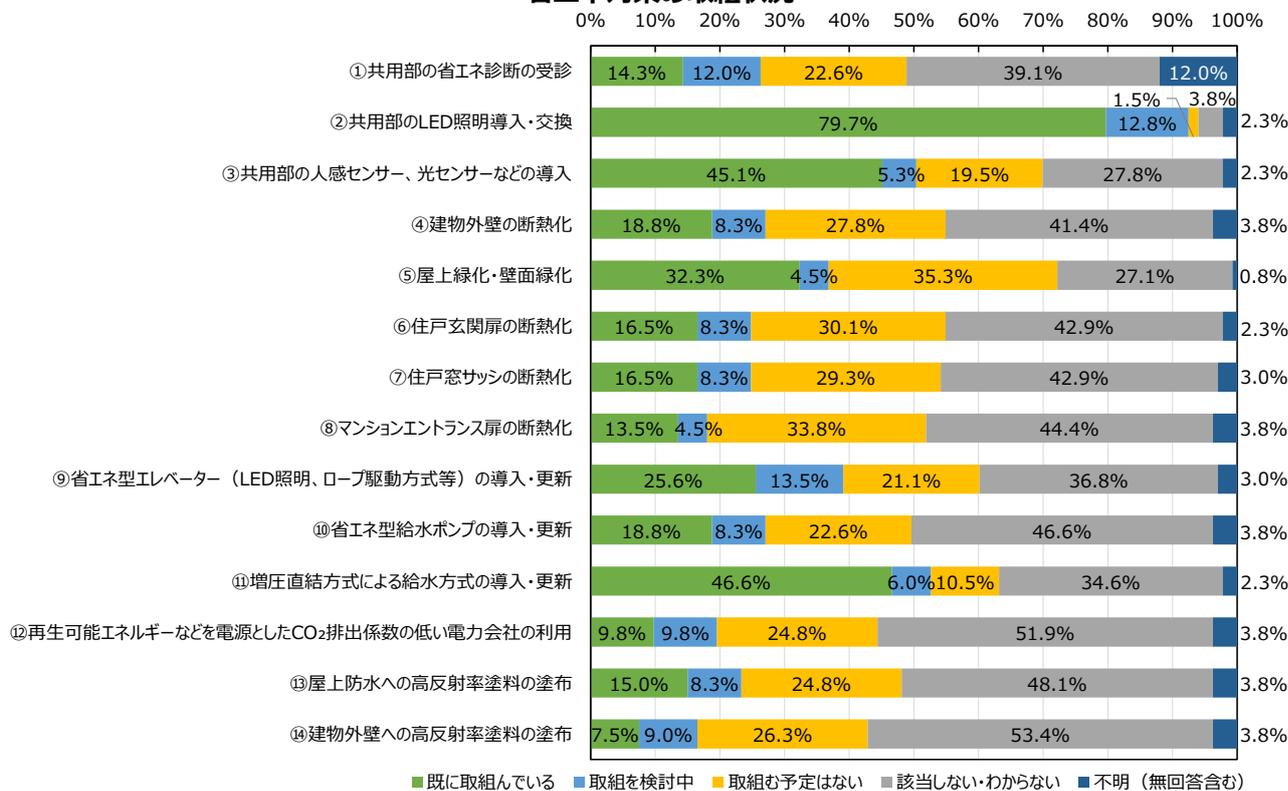
地球温暖化対策設備機器の導入状況



《省エネ対策の取組状況》

「共用部のLED照明導入・交換（79.7%）」、「増圧直結方式による給水方式の導入・更新（46.6%）」、「共用部の人感センサー、光センサーなどの導入（45.1%）」の取組が多い結果となりました。

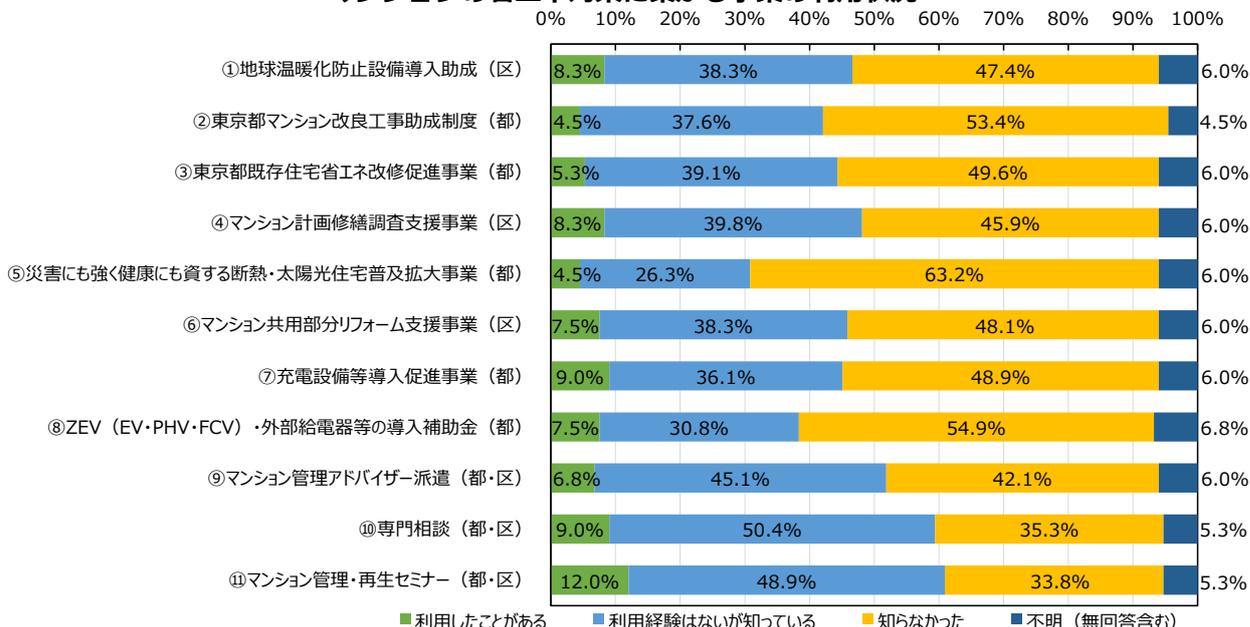
省エネ対策の取組状況



■マンションの省エネ対策につながる事業の利用状況

区や都で実施しているマンションの省エネ対策に繋がる事業の利用状況は、「マンション管理・再生セミナー（都・区）（12.0%）」が最も多い結果となりました。

マンションの省エネ対策に繋がる事業の利用状況

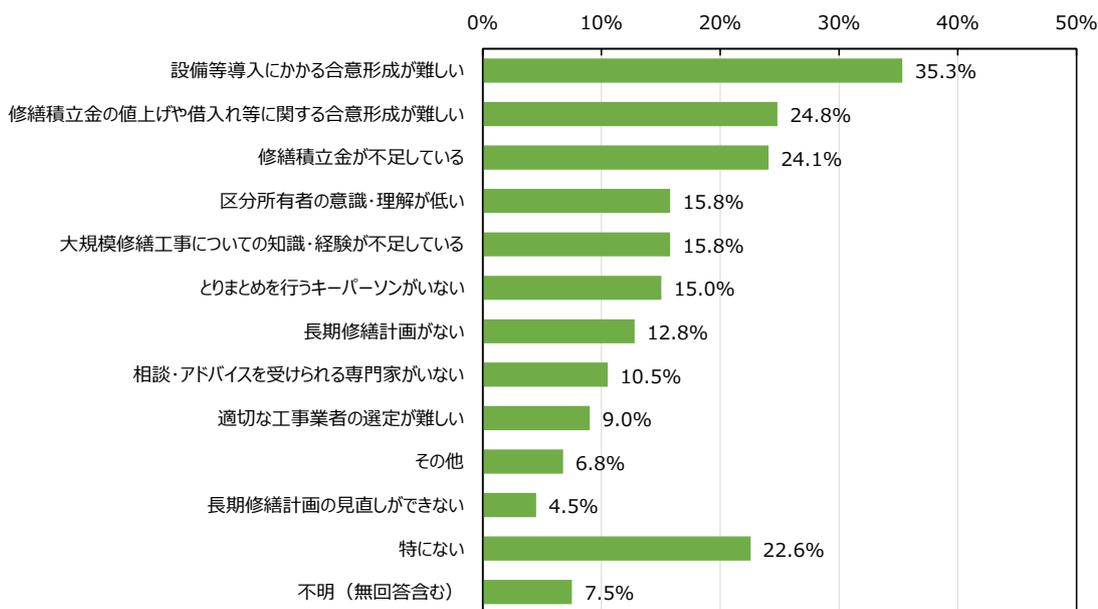


■省エネ対策や地球温暖化対策設備機器導入の際の問題点と区に望むサポート

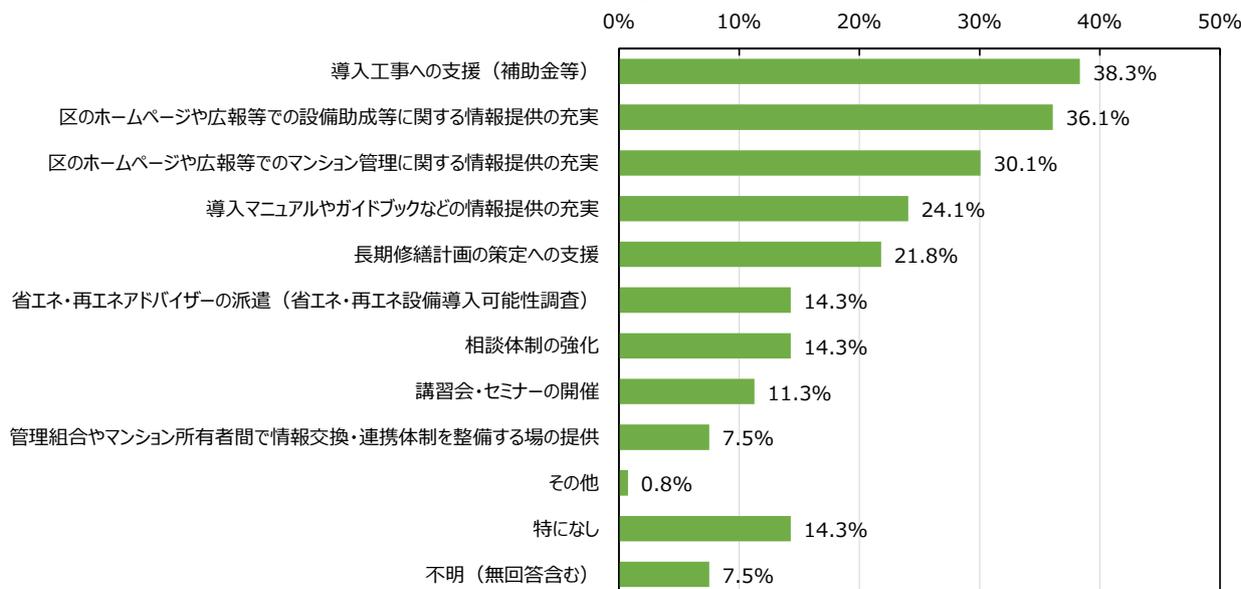
省エネ対策や地球温暖化対策設備機器導入における問題点は、「設備導入にかかる合意形成が難しい（35.3%）」の回答率が最も高く、「修繕積立金の値上げや借入れ等に関する合意形成が難しい（24.8%）」、「修繕積立金が不足している（24.1%）」と資金に関する回答の割合が多い結果となりました。

また、区に望むサポートとしては、「導入工事への支援（補助金等）（38.3%）」、「区のホームページや広報等での設備助成等に関する情報提供の充実（36.1%）」が挙げられました。

省エネ対策や地球温暖化対策設備機器導入の際の問題点



区に望むサポート



4 パブリックコメントの実施結果

実施期間

令和6年10月21日(月)～11月11日(月)

公表方法

- ①区報10月21日号5面
- ②区ホームページ
- ③温暖化対策課、環境学習情報館窓口
- ④こうとう情報ステーション

意見の提出方法

郵送、ファックス、区ホームページ(LOGOフォーム)、温暖化対策課窓口

意見提出数

人数：10人 件数：12件

■分類別内訳

分類	件数	割合
脱炭素社会の実現	3	25.0%
自然共生社会の実現	2	16.7%
安全・安心・快適な生活環境の確保	3	25.0%
環境教育及び環境パートナーシップの充実	1	8.3%
区政一般	3	25.0%
計	12	100%

5 江東区環境基本条例

平成 10 年 12 月 15 日
条例第 48 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する施策(第 8 条—第 19 条)
- 第 3 章 江東区環境審議会(第 20 条・第 21 条)
- 第 4 章 雑則(第 22 条)
- 附則

いま新たな環境問題があらわれ、その影響はさまざまなかたちで私たちのまちにも及んでいる。そして、累積する環境への負荷は、人類の生存基盤である地球の環境をもおびやかそうとしている。

私たちの江東区は、多くの水辺に恵まれており、その水辺は、幾多の変遷を経て独自の文化や伝統を育み、私たちにいるおいのある生活と環境をもたらしてくれている。

この水に代表される豊かな環境を、未来ある子どもたちに残したい——私たちの願いは、将来にわたって安心して住み続けられる、環境保全に配慮したまちづくりへと結実していかなければならない。そして、かけがえのない地球を守るために、共に行動し、地域の取組を地球全体へと広げていかなければならない。

このような決意のもとに、水と緑に彩られた、環境にやさしい都市の創造をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区、区民及び事業者の協働の取組及び責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の安全で健康かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 地域及び地球の良好な環境を維持し、再生し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、公害をはじめとする環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、すべての区民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において、環境への負荷の少ない持続可能な

社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、次に掲げる都市像の実現を目的として行われなければならない。

- (1) 環境に与える負荷の少ない都市
- (2) 人と自然とが共生している都市
- (3) 健康で安全に暮らせる都市
- (4) 快適で文化的に暮らせる都市

4 地球環境の保全は、人類共通の課題として、区、区民及び事業者のあらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(平 16 条例 21・一部改正)

(パートナーシップの形成等)

第 4 条 区、区民及び事業者は、環境の保全に当たっては、パートナーシップ(適正な役割分担と密接な連携をいう。以下同じ。)の形成に努めなければならない。

2 区、区民及び事業者は、前項に定めるパートナーシップに基づき、次に掲げる事項について協働して取り組んでいかなければならない。

- (1) 環境の保全にかかわる情報を相互に提供し、又は意見を交換すること。
- (2) 地域における環境の保全に関する学習の推進に寄与すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境を保全するに当たって必要又は有効な事項

(区の責務)

第 5 条 区は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 区は、環境への影響が予想される施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 区は、区民及び事業者の自主的な環境の保全に関する活動への取組を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を推進する責務を有する。

4 区は、環境の保全に関する重要な計画等を策定又は変更するときは、区民及び事業者の意見を反映できる適切な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第 6 条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に取り組む責務を有する。

2 区民は、地域における環境の保全に資するよう自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。

3 事業者は、その事業活動に伴う環境の保全に関する情報を提供するように努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策 (環境基本計画)

第8条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ江東区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に係る施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境白書を作成し、公表するものとする。

(施策の推進のための措置)

第10条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画と整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の意見の申出)

第11条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区に意見を申し出ることができる。

2 区は、前項に規定する申出があったときは、その意見を検討し、適切な措置を講ずるものとする。

(事業者への要請)

第12条 区は、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(誘導的措置)

第13条 区は、区民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置がとれるよう、誘導に努めるものとする。
(情報の提供)

第14条 区は、環境の保全に関する情報を適切に区民及び事業者に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の推進)

第15条 区は、区民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(調査及び研究の実施等)

第16条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するために、環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第17条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

第18条 区は、環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策等について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第19条 区は、地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

2 区は、国及び東京都その他の地方公共団体と連携し、前項の施策の推進に関する国際協力に努めるものとする。

第3章 江東区環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、江東区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会の委員は、14人以内とし、区長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にある江東区環境基本計画は、第8条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

附則（平成16年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

6 江東区環境基本条例施行規則

平成 11 年 3 月 31 日
規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江東区環境基本条例（平成 10 年 12 月江東区条例第 48 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(審議会の委員)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 14 名以内の委員をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 区民
- (4) 事業者

(平 20 規則 29・全改)

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

- 2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会から付託された事項について調査研究するため、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員会の委員長は、会長が指名する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の調査研究を補佐するため、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 21 規則 63・一部改正)

(部会)

第 8 条 委員会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会長及び部会の構成員は、委員長が指名する。

- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会を招集し、会務を総理する。
(平 21 規則 63・追加)

(幹事)

第 9 条 審議会に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。
(平 21 規則 63・旧第 8 条線下)

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境清掃部温暖化対策課において処理する。

(平 21 規則 63・旧第 9 条線下、平 22 規則 22・一部改正)

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

(平 21 規則 63・旧第 10 条線下、平 22 規則 22・一部改正)

附則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
附則（平成 13 年規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成 20 年規則第 29 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附則（平成 21 年規則第 63 号）

この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成 22 年規則第 22 号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

7 用語集

【あ行】

アップサイクル

捨てられるはずだった廃棄物や不用品に新たな価値を付加し、新しい製品として蘇らせること。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「生活排水」に分類される。また、「ごみ」は事業活動によって生じた「事業系ごみ」と「家庭ごみ」に分類される。

ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）が1946年設立時にWHO憲章において「健康」を定義づける言葉として使われたのが始まりとされている。OECD（経済協力開発機構）や、世界各国において、人々の満足度等を示す指標としてGDPを補完する指標として注目されている。

近年、国も満足度・生活の質を表す指標として導入を進めており、環境分野でも「第六次環境基本計画」の中でウェルビーイング（高い生活の質）の実現を目指すことを示している。

運河ルネサンス

東京の水辺の魅力向上や観光振興に資するため、運河などの水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となり、地域の賑わいや魅力を創出することを目的とした、地元が主体となった取組のこと。

エコアクション21

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく取組を行う事業者を認証及び登録する制度。中小事業者等の環境への取組を促進するため、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールがある。

エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめる、余分な荷物を載せないなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用で、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる取組。

エコロジカルネットワーク

生きものが生息・生育する様々な空間（緑地・水辺等）がつながる生態系ネットワークのこと。

エネルギーマネジメントシステム

エネルギーの消費データを収集・分析し、リアルタイムでの監視や制御等を行うことで、エネルギー使用の最適化・効率化の向上を実現させるためのシステム。

温室効果ガス

大気中のCO₂やメタン（CH₄）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンプレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証する J-クレジットがある。

カーボンニュートラル

CO₂ を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。ゼロカーボン、ゼロエミッションということもある。

カーボンプライシング

CO₂（カーボン、炭素）に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法。炭素税や排出量取引制度など、企業や個人の排出削減を促し、気候変動対策の推進に寄与するものとして、カーボンニュートラルの実現に向けて、国でカーボンプライシング活用の検討が進められている。

海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや屋外に放置されたプラスチックごみが、雨や風に流され河川などを經由して海域に流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊しているごみのこと。生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」と呼ぶ。平成 27（2015）年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる CO₂ などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源である。

風の道

「海の森」を起点として、海からの冷気を持った風が都心に効果的に流れるように整備した、河川や公園・緑地、道路等の連続した空間。ヒートアイランド現象を緩和する効果がある。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。大気、水、土壌、騒音の「維持されることが望ましい基準」であり行政上の目標として定められるもの。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。令和 6（2024）年に第六次計画が閣議決定された。

「第六次環境基本計画」は第五次環境基本計画の「循環共生型社会」の考え方を継承しつつ、環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目指し、地域循環共生圏の構築による新たな成長などを掲げている。

環境基本法

環境の保全の基本理念、各主体の責務、基本的施策、組織などを定めた法律。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるもの。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が自主的に環境負荷の低減と環境保全の推進に関する取組を進めるための体制・手続き等の仕組み。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し（または植林などによって吸収量を増加させる）気候変動を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動

地球全体の気温、降水量、気象パターンなどの長期的な変化のこと。気候変動の影響は、農業、水環境、自然生態系、自然災害、人間の健康など、多岐にわたる分野に及び、特に、近年は極端な大雨や猛暑などの異常気象が世界各地で頻発しており、その影響が深刻化している。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成30（2018）年に制定された法律。

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進等気候変動適応を推進し、国民の健康や生活の確保に寄与することを目的としている。

クーリングシェルター

熱中症対策強化のため、冷房施設を有する施設をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定し、だれでも気軽に暑さをしのぐために利用できる場所や施設のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。

グリーン電力証書

自然エネルギー等で発電された電力の環境価値（CO₂削減など）を「証書」として取引すること。グリーン電力証書を活用することで、再生可能エネルギーを直接利用せず、その環境価値を活用し、省エネや環境保全に貢献できる。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。

合成燃料

水素とCO₂を反応させて人工的に作る液体燃料。石油由来の燃料と異なり、燃焼しても大気中のCO₂を増加させないため、カーボンニュートラルの実現に貢献する燃料として期待されている。

合成メタン

水素とCO₂を反応させて生成される人工的なメタンのこと。再生可能エネルギー由来の水素と燃料の燃焼によって排出されたCO₂を回収して用いることで、カーボンニュートラルな特性を持ち、既存のガスインフラや設備を活用できる利点がある。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用することで省エネ効果が高くなるシステム。コージェネとも略する。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。永続的に利用でき、温室効果ガスを発生させない。

次世代自動車

運輸部門からのCO₂削減のため、電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル車等を「次世代自動車」として国が定めている。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」で2035年までに乗用車の新車販売で電動車（EV、FCV、PHEV、HV）100%を実現する目標を掲げている。

自然共生社会

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」を理念とし、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、その恵みを持続可能に利用することにより、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保された、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自然再興（ネイチャーポジティブ）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、自然保護だけでなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革が必要であり、多様な主体による取組や参画も重要視されている。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに達成すべき開発分野における国際社会共通の8つの目標の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12（2000）年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本法

平成12（2000）年に制定された、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分を通じて、資源の循環的利用を促進し、環境負荷の低減を目指すことを目的とした法律。処理の優先順位（発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分）を初めて法定化し、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化している。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

自立分散型エネルギー

地域や建物単位でエネルギーを自給自足する仕組みで、太陽光や風力等の再生可能エネルギーや蓄電池を活用し、エネルギーの地産地消を実現するもの。大規模停電時でも電力供給が可能で、災害時のレジリエンス向上に寄与する。

森林環境譲与税

都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されるもの。令和6(2024)年度から国民一人あたり千円が森林環境税として課税され、その税収が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲渡される。

生態系

空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的な環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。特有の個性を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、互いの個性を活かしながら直接的・間接的につながり、支えあっていることで、たくさんの種類の生きものがいるだけでなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることとされている。

生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する = 種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝子の多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成20(2008)年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則、各主体の責務、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法のこと。

脱炭素(社会)

地球温暖化の原因となるCO₂を始めとする温室効果ガスをなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。

脱炭素経営

事業所から排出される温室効果ガスを実質ゼロに近づけ、カーボンニュートラルを目指すこと。国内外において、事業者の格付けや投資家及び消費者からの信用・支援の基準としても注目されており、これらは大企業のみでなく、サプライチェーン全体として取り組むことが必要とされている。

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業(ローカルSDGs事業)を生み出し続けることで地域課題を解決し続ける自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

地域冷暖房

一定地域の建物群に熱源システム(熱源プラント)で製造した冷水や温水、蒸気を地域導管を通じて供給し、冷房や暖房、給湯を行うシステム。エネルギーの効率的利用やCO₂排出量削減等が期待できる。

地球温暖化

地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で平成10（1998）年に公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献を目的としている。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

デコ活

CO₂を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良い（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。詳細はP26コラム参照。

デング熱

熱帯・亜熱帯に生息するデングウイルスを持った蚊に刺されることによって生じる感染症の一種。発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛や皮膚の発疹などが主な症状。地球温暖化が進むことにより、日本国内でも流行することが懸念されている。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

都市開発諸制度

公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度のことで、「再開発等促進区を定める地区計画」「高度利用地区」「特定街区」「総合設計」の4つの制度のことを指す。

【な行】

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性に対する「気づき」を促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表する情報。

【は行】

バイオマス発電

動植物から生まれた再生可能な有機性資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電すること。バイオマスには家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラなどがある。

パリ協定

平成27（2015）年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

フードドライブ

家庭や事業所などで余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体などに寄付する活動のこと。(本区では家庭から出たものの持ち込み可能)

フードバンク

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を家庭や事業所から提供を受け、福祉施設や生活困窮者などに無償で提供する団体及び活動のこと。

ペロブスカイト(太陽電池)

ペロブスカイト結晶構造(一般式: ABX_3)を持つ化合物を発電層に持つもので、軽くて柔軟であるため、従来のシリコン系太陽電池では重量や厚み等により設置できなかったビルの壁面や耐荷重の小さな屋根等の場所にも設置ができるようになるとして期待されている。次世代型ソーラーセルということもある。

【ま行】

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

水辺・潮風の散歩道

区内を縦横に走る内部河川や運河に沿って整備された、水辺と緑に親しめる散歩道。

みどり・緑

木や草等の植物を「緑」、植物だけでなく、樹林地、草地、水辺、広場等、動植物が生息し、自然と人とが共生する環境やその恩恵、人との関わりによる文化等を含めたものを「みどり」と定義する。

メタネーション

メタネーションは CO_2 と水素を合成しメタン(CH_4)を製造する技術のこと。都市ガスの主原料となるメタンの燃焼によって排出される CO_2 を回収し、リサイクルされた CO_2 を使ってメタンを合成することにより、大気中の CO_2 の増加を抑えることができる。

【ら行】

レジリエント

もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況への適応力や回復力という意味で用いられる。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

緑被率・緑視率

緑被率は、ある地域または地区において樹木や草花等の緑に覆われた部分(緑被地)の占める面積割合。緑の量を把握する手法として広く用いられる。緑視率は、日常生活の実感として捉えられる緑の量として各調査地点で撮影した写真の中に占める緑の割合。

【英数】

BOD(ビーオーディー)

生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略称で、水中の有機物が好気性微生物(バクテリア・プランクトン)によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP(コップ)

締約国会議(Conference of the Parties)の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約で、加盟国の最高決定機関として設置されている。国連気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

COD(シーオーディー)

化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)の略称で、水中の有機物が科学的に分解される際に消費される酸素の量であり、主に湖沼や海域の水質汚濁の目安となる。

CO₂ 排出係数（シーオーツー排出係数）

燃料 1 単位の燃焼に伴う CO₂ 排出量のこと。ガソリン、灯油、都市ガス、電力など、それぞれの燃料種に係数が定められており、燃料使用量に排出係数を乗じることで CO₂ 排出量が算出される。例えば、1 kWh の電力消費に伴う CO₂ 排出量は、kg-CO₂/kWh となる。

GX（ジーエックス）

Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称で、化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで CO₂ 排出量を減らそう、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組。

ISO14001（アイエスオー14001）

環境マネジメントシステムに関する国際規格で、環境リスクの低減、法的義務の遵守、環境目標の達成のために、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act）を通じて継続的な改善を行うための組織の仕組み。

PPA（ピーピーイー）

Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称で、企業・自治体等が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気を施設等で使うことで、電気料金と CO₂ 排出の削減が可能になる。契約形態には、発電施設が利用者の敷地内にあるオンサイト型と、遠隔地から電力を供給するオフサイト型がある。

RE100（アールイー100）

Renewable Energy 100%の略称で、企業活動に必要な電力を 100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟するイニシアチブ。

SAF（サフ）

Sustainable Aviation Fuel（持続可能な航空燃料）の略称で、廃食油や植物、ごみなどを原料とした、循環型の航空燃料のこと。

SBT（エスビーティー）

Science Based Targets（科学的根拠に基づいた目標設定）の略称で、パリ協定に基づき、産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」にするために、企業が気候科学に基づく削減シナリオと整合した削減目標を設定すること。

TCFD（ティーシーエフディー）

Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）の略称で、企業等に対し、気候変動関連のリスク及び機会に関する 4 つの項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）について開示することを推奨する国際的なイニシアチブ。

V2H（ブイツーエイチ）

電気自動車（EV）に蓄えた電力を家庭や事業所で利用するシステムのこと。V2H（Vehicle to Home の略称）は家庭用、V2B（Vehicle to Building の略称）は業務用ビルなどである。

利用するためには V2H、V2B 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。